

平成 24 年 7 月
総務省統計審査官室

公的統計における商品分類のあり方について

1 検討の背景

(1) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)別表において、以下のとおり記述されているところ。(別紙 1 参照)

- 日本標準商品分類におけるサービスの取扱い(中略)について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。なお、設定を行う場合には、中央生産物分類(CPC)との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。
- コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。

(2) 上記のような記述がなされた背景として、平成 20 年当時の統計委員会における基本計画部会・ワーキンググループの議論をみると、以下のような議論が行われていた。

(基本計画部会・第 1 ワーキンググループでの議論)

- ・統計基準を用いることで統計間に統一性、総合性が確保され、国内的及び国際的な統計の比較可能性が向上するという直接的な効果のほか、本基準を用いることで個々の統計の恣意性の排除などの効果も期待される。
- ・統計基準については、国際比較が重要。
国際的な統計基準と我が国のそれとを比較すると、商品分類については、我が国にも「日本標準商品分類」が存在するものの、政令で使用を義務づけられたものではない。
- ・日本標準商品分類については、いろいろな課題(現状でほとんど利用されていない、商品のサイクルが相当早い、サービスの取り扱いも方針が確定していない、等)があり、慎重な検討が必要。

(基本計画部会・第 2 ワーキンググループでの議論)

(ワーキンググループ報告書の「国民経済計算の整備と一次統計との連携強化」の章で、以下のとおり記述)

・分類体系のあり方

日本標準産業分類および日本標準商品分類の改定にあたっては、国際産業分類(ISIC)および中央生産物分類(CPC)などとの整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保することが望まれる。

産業分類および商品(生産物)分類は、各種経済統計の基準としてきわめて重要である。したがって、分類体系は、経済統計に関する基本計画の内容と整合的でなければならない。

上記の考え方にに基づき、総務省政策統括官(統計基準担当)は、各種分類体系の改定に当たっては、一次統計から加工統計までの経済統計の体系的整備に係る基本計画との整合性について十分留意しなければならない。

2 検討体制

総務省政策統括官（統計基準担当）は、商品分類について検討を行うため、以下のような検討体制をとった。

関係府省等の担当課長及び学識経験者により構成される「統計分類専門会議」を平成22年12月に設置した。同会議は、基本計画に掲げられた統計基準の設定（日本標準商品分類を含む標準統計分類関係）に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うもの。（平成24年3月までに2回開催）

次いで、同会議の下に、関係府省等の分類担当官及び学識経験者（統計分類専門会議と共通）により構成される「商品分類検討チーム」を設置し、分野別及び全体的に専門的な検討を行った。（平成24年3月までに6回開催）

また、関係府省等の分類担当官により構成される「分類幹事会」を設置し、関係府省等に共通する事項等の検討、連絡、調整を行った。（平成24年3月までに7回開催）

（別紙2参照）

3 検討内容

上記の「統計分類専門会議」、「商品分類検討チーム」及び「分類幹事会」において検討を進めてきた主な検討内容については、以下のとおりである。

(1) 現在の「日本標準商品分類」の概要とその利用状況

「日本標準商品分類」は、昭和25年3月に設定され、以後、5回改定を行い、現在のものは平成2年6月改定のものである。

商品を、その用途・機能・材料・成因により分類しており、約3万項目の詳細なものとなっている。また、財のみの分類であり、サービスは対象外である。産業分類とは独立して設定されており、産業分類とのリンク情報はない。（別紙3参照）

同分類は、公的統計において統一的な使用が求められている「統計基準」ではなく、使用が任意である「標準分類」としての位置づけであり、実際、現時点で利用しているのは、機械受注統計（内閣府）、薬事工業生産動態統計（厚生労働省）、社会医療診療行為別調査（同）、医薬品価格調査（同）の4統計調査にとどまっており、これらの統計により調査されている商品の範囲についても、標準商品分類全体のうちごく一部に限られている。

標準商品分類を利用していない理由については、「産業分類と類似ないし産業分類を詳細化した分類を利用しているため」とのものが多い。（別紙4参照）

(2) 諸外国の状況

諸外国や国際機関における商品分類については、以下のような状況となっている。

(ア) 中央生産物分類（CPC：Central Product Classification）

CPCは国際連合統計部で設定している商品分類である。初版は1998年であり、最新のものは2008年版となっている

国際的な統計分類の調和及び統計の国際比較のための枠組みの提供を目的とする。財のみでなくサービスも含む分類であり、項目数は2,738（5桁分類）。

国際標準産業分類 (ISIC) の最下層 (4 桁) 項目との対応付けがされている。(別紙 5 参照)

(イ) 北米生産物分類システム (NAPCS : North American Product Classification System)

NAPCS は、米国、カナダ、メキシコ (NAFTA 参加国) が共同で作成中の分類である。現時点ではサービス部分 (建設、卸小売及び公務を除く) の分類項目リストのみが公表されており、他分野の分類項目リスト及び全体の分類構造は未完成である。

需要側視点で統一された分類構造を目指すとされているが、現時点で公表されている分類項目リストは、産業分類 (NAICS) 項目ごとに配列されている。

米国経済センサスにおいてサービス収入内訳を調査する生産物コードのベースとして利用されているが、それ以外の一部の調査 (Service Annual Survey 等) のみで利用されている。

なお、米国経済センサスで用いられている生産物コード (項目数は 7,700)のうち、鉱工業製品の部分は北米産業分類システム (NAICS) を細分化したものであり、また、卸・小売業の調査で使用するコードについては、取扱商品を項目名として定義している。

(ウ) 欧州共同体生産物分類 (CPA : Statistical Classification of Products by Activity in the European Community)

CPA は、国連 CPC の欧州版として欧州連合統計局で設定されたものであり、初版は 1993 年、最新のものは 2008 年版となっている。

財及びサービス分類の分類であり項目数は 3,142 (6 桁分類)。

欧州共同体経済活動統計分類 (NACE) にほぼ準拠した配列となっている。

欧州各国では、CPA に準拠して各国の商品分類を設定している。

(エ) 豪州・ニュージーランド標準生産物分類

(ANZSPC : Australian and New Zealand Standard Product Classification)

2001 年に作成された財及びサービス分類である。

ただし、両国内であまり浸透せず (各統計が各々の目的に応じた独自分類を作成)、2008 年に廃止されている。

(注) 以前は、国際連合が定める「国際分類ファミリー」には、Reference (典拠)、Derived (派生)、Related (関連) の 3 つの区分があった。

(Reference は国連統計委又は他の国際機関において各国が承認したもので各国や各地域において分類を作成する際のガイドラインとなるもの。

Derived と Related は、Reference から派生又は関連して作成された分類で、専ら特定地域又は多国間において使用されるもの (分類構造が Reference とほぼ同じものが Derived、Reference の分類構造の一部を採用しているものが Related))

しかしながら、2012 年 2～3 月に開催された第 43 回国際連合統計委員会に

において、「今後は、国際機関が作成する分類で各分野において最も適切な国際標準分類として認められるものを国際分類ファミリーとする」との方針が示された。（したがって、今後、商品分類の分野では、CPC ないし HS が国際分類ファミリーとされ、CPA や NAPCS は国際分類ファミリーには含まれないこととなる。）

(3) 商品分類の意義（産業分類と商品（生産物）分類との関係等について）

(ア) 産業分類と商品（生産物）分類との関係について

産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。

一方、商品（生産物）とは、各産業から産み出される財及びサービスである。

したがって、事業所における生産活動を適切に把握するためには、産業と商品（生産物）の両方の視点でとらえる必要がある。

そのため、商品（生産物）分類と産業分類とは、密接かつ補完的な関係にあり、国際的には、産業と商品（生産物）とを関連付けて生産物分類を設定することが主流となっている。国際分類、北米分類、欧州分類においても産業分類（項目）と商品（生産物）分類（項目）のリンク情報を公表しているところ。

(イ) 商品（生産物）分類を産業分類とは別に設定することの意義について

生産物には、同一事業所内では、主たる生産物と副次的な生産物があり、また、産業と生産物の対応関係については、同一生産物が複数の異なる産業から生み出される場合と単一の産業から生み出される場合とがある。

したがって、事業所の枠組みではとらえられない商品（生産物）を分類項目として数多く設定するほど、商品（生産物）分類が産業分類とは独立した分類として存在する価値が高まるということであり、例えば、近年の事業所・企業における生産活動の多角化の状況を適切に把握するためにも、産業分類と（密接に関連しつつも）独立した、できるだけ詳細な商品（生産物）分類の作成が望ましい。

(4) 個別産業分野における具体的な商品分類の検討（サービスに関する分類の検討を含む）

上記（１）のとおり、現在各府省において使用されている商品分類は、産業分類をベースとするものが多いこと、及び上記（２）のとおり、CPC や NAPCS 等の海外主要分類においては、産業分類と密接に関連した設定を行っていることを勘案し、今回の日本標準商品分類の検討に当たっては、日本標準産業分類大分類ごとに行うこととした。（知的財産生産物等の産業横断的な生産物は別途検討することとした。）

この方針に基づき、実際にいくつかの産業分野を取り上げて具体的な商品分類の分類案を作成し、諸外国の分類や国内現行統計における状況とも比較しつつ検討を行った。なお、検討対象にはサービス産業分野も含まれており、基本計画で指摘されている「サービスに関する取り扱いについての研究」を兼ねて、分類の視点や詳細度について検討を行った。

検討の結果、以下のような問題点が明らかとなった。

- ・ 現行の各統計では、それぞれの行政ニーズに合わせて、財・サービスの分類の視点・詳細度が統計ごとに区々であるところ。全商品分野にわたる分類体系とするためには、統一的な分類の視点や詳細度をより明確化することが必要。
- ・ 商品別の表章を行う経済統計の中には、生産者側の統計だけでなく消費者側の統計（家計調査、消費者物価指数等）も含まれるが、両者の作成目的及び分析の視点の相違に伴い、両者の間で必要とされる分類体系の隔たりが大きく、これらの統一は難しいのではないかと。
- ・ サービス分野については、諸外国では分類体系に含まれていること、また、国民経済計算の精度向上の観点からも、サービス分野も含めた分類体系とすることが望ましい。ただし、諸外国の例を見てもサービス分野は粗い分類にとどまっていること、サービスは財以上にその変遷のスピードが速いことから、詳細な分類を設定することは困難な面がある。
- ・ 実際、今回の分類案においては、日本標準産業分類細分類項目とほぼ1対1で商品分類項目を設定した分野が多く、関係省庁の中からもこのことをとらえて「商品分類を産業分類とは別の分類として設定する意義が見出せない」とする意見が挙げられた。
- ・ また、本分類で対象とする商品（生産物）は「取引単位として認識しうる」ものとしていたが、一部のサービスでは、取引（契約）ごとにサービスの提供内容（サービス生産者が行う作業の範囲等）が区々であり、一つの商品（生産物）としての識別が難しいとの指摘もあった。
- ・ このため、サービス分野の商品分類については、ニーズも含めて今後も検討を行うことが適当であると思われる。

(5) 統計基準化の必要性

商品分類の統計基準化の必要性について、以下の①～③の視点に基づいて検討を行った。

①各種統計の比較可能性の観点

統計基準設定の必要性として「統計間の比較可能性の向上」が挙げられているが、商品分類については、我が国における経済統計調査の多くは産業分野ごとの調査であり、他の統計調査が対象とする産業分野の商品と比較する機会が多くないため、統一的な統計基準として設定する必要性は低い。

なお、「経済センサス-活動調査」では全ての産業分野が横断的に調査されるので、経済センサス-活動調査で把握した商品と、その中間年で実施される同分野の既存統計で把握される商品とは、比較対象になり得る。ただし、今回の調査は平成28年であり、今後、調査の企画設計が行われるため、現時点では商品分類に対する同調査のニーズを具体化することができない。

②国民経済計算の精度向上の観点

平成20年当時の基本計画部会・第2ワーキンググループにおいて、国民経済計算の精度向上のためには一次統計から国民経済計算までを体系的に構築することが重要

であり、そのためには産業分類と生産物（商品）分類を体系的に再設計することが重要であるとの指摘がなされている。また、同ワーキンググループにおいては、コモ法の商品分類と産業連関表（基本表）分類との対応関係を明確にし、日本標準商品分類（注1）とのインテグレーションを図るべきである、との指摘もあった。

上記と関連して、国民経済計算の観点から見た分類体系の方向性として、内閣府から以下の意見、提案があった。

- ・供給側視点に立った産業分類と需要側視点に立った商品分類が望ましいとされているため、それを実現する方法として、①当面は、一次統計サイドで対応可能な現実的な商品分類を作成し、②中長期的には（必要な時間をかけて一次統計と十分な調整を行った上で）「需要側視点」に立った商品分類を作成することにより、国民経済計算から見て理想的な分類を目指す。
- ・コモ法推計においては各商品の配分先（中間消費、家計消費、固定資本形成の需要先）が重要であり、配分比率の異なる商品は分けるべきである。
- ・新たな商品分類作成に当たっては、SNA と I-O の連携が重要である。

しかしながら、一次統計において利用可能な分類でなければデータがとれないため、各一次統計の目的に合わない分類を設定することはできない、との意見もあり、例えば、工業統計や商業統計においては、産業分類に密接に関係した現行の調査用分類を変更して需要側視点で組替えることはできないとの指摘があった。

また、需要側の視点による分類体系については、国内外とも、参考とすべき既存分類体系がほとんどなく、実際に適用した例もない（注2）ことから、国民経済計算の結果精度向上への寄与の度合いを含め、今後とも国際的な分類の動向を注視しつつ、将来的な検討課題とする方向としたい。

（注1）原文（ワーキンググループ報告書資料 I）では『今後数年かけて構築されるべき「日本標準生産物分類」』と表現されており、現行（平成2年改定）の分類内容を指すものではない。

（注2）上記3(2)にあるように、NAPCS の分類構造は未完成であり、産業分類別の暫定的な配列が使用されている。

③国際比較の観点

国際比較の観点からは、現在でも、OECD等の国際機関から商品別の統計データの提供を求められることがあるが、その際、求められる品目が粗い場合が多いため、既存統計の組替えにより対応しているところである（注1）。

また、現時点において、国連が作成する国際分類であるCPCについては、国連統計委員会による使用勧告が出されていない（注2）。

さらに、諸外国における商品分類の状況はサービス分野を中心に未だ流動的であり、今後ともその動向を注視する必要がある。

以上により、CPC等の分類と統合的な分類を構築することは喫緊の課題ではないが、国内商品分類の確立後は、コンバータを作成することが望ましいとの意見があった（注3）。

(注1) 一例として、国連の Industrial Commodity Statistics へのデータ提供があり、ここでは、鉱工業部門等の約 600 項目 (CPC の細分類程度) に対して、工業統計品目編データ (2000 項目以上) 等を利用して組替えている。

(注2) 国際標準産業分類 (ISIC) については、2006 年の第 37 回国連統計委員会において、各国が、少なくとも ISIC 第 4 次改定版の 2 桁レベルで情報ロス無しにデータを報告することが出来るよう国内分類を適合させるよう勧告が出されている。

(注3) 「CPC を我が国にそのまま適用すればよいのではないか」との極論もあるが、CPC は国際標準分類としての性格上、我が国の国情とは合わない箇所もあり、それをそのまま国内分類に採用しても実際の統計では利用できない等の問題があるところ。

(6) 標準的な分類としての見直し

このように、公的統計全般に統一的な使用を求める「統計基準」の必要性は高いわけではないが、使用について任意である「標準的な分類」として、現行の日本標準商品分類の見直しを行うことも考えられる。

現行の商品分類は平成 2 年以降改定されていないため、その後の商品の改廃の程度に応じて内容を更新することが考えられる。

なお、現在の日本標準商品分類が使われていない理由の一つとして「産業分類と類似ないし産業分類を詳細化した分類を利用しているため」が挙げられており、産業分類と関連付けた形で商品を把握する統計における利用可能性の向上を図ることを目的として、産業分類との対応関係が分かりやすい商品分類体系とすることが考えられる。

実際、経済産業省の「工業統計調査」、「商業統計調査」では、事業所の「日本標準産業分類」の細分類格付を品目別の出荷額または販売額の多寡により行うために産業分類に基づいた商品分類を用いており、そのニーズに応えるために、これらの分類体系を活かす形で標準商品分類の見直しを行うことが、現実的な商品分類の構築方法として考えられる。

なお、既存統計における商品の把握可能性を勘案すると、商品分類そのものの必要性が低い産業分野も存在する現状に留意する必要がある。

4 まとめ

(1) 統計基準化の可否について

上記のとおり、

- ・我が国における経済統計調査の多くは産業分野ごとに調査を行っており、各統計調査が対象とする産業分野の商品相互を比較する機会が多くないこと
- ・国民経済計算の精度向上の観点から構築される商品分類体系は、国民経済計算推計に利用される一次統計側の各行政ニーズから見た分類体系と必ずしも一致するものではなく、また、前者の分類体系を、国民経済計算推計に利用されない統計をも適用対象に含めた統一的な基準とする必要性が高くないこと
- ・現状では、商品に係る統計データに対して国際的に求められる詳細度が低く、CPC等の国際分類と整合的な国内分類を構築することは喫緊の課題ではないことから、現時点では統計基準化の必要性が乏しいと判断されるため、統計基準としての設定は行わないこととする。

(2) 商品分類の「標準分類」としての見直しについて

ただし、現行の日本標準商品分類については、前回の改定から長期間経過していることから、現在の商品事情に照らして内容を見直すことが考えられる。

その際、多くの統計において産業分類に基づいたまたは類似した商品分類体系が使用されている現状も考慮に入れ、なるべくこれらの分類体系を生かす形で標準商品分類の見直しを行うことにより、多くの統計で利用が可能となるよう留意する必要がある。

なお、標準商品分類の見直しにおいて、サービス分野の商品分類については、ニーズも含めて今後も検討を行う。

見直しの時期としては、商品分類の見直しは産業分類と合わせて検討する必要がある、今後予定されている日本標準産業分類の見直し後に行うことが望ましいこと、平成 28 年に実施が予定されている経済センサス-活動調査の検討状況も考慮すること、から考えて、平成 25 年頃から 27 年にかけて検討を行うこととする。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

（日本標準商品分類関係抜粋）

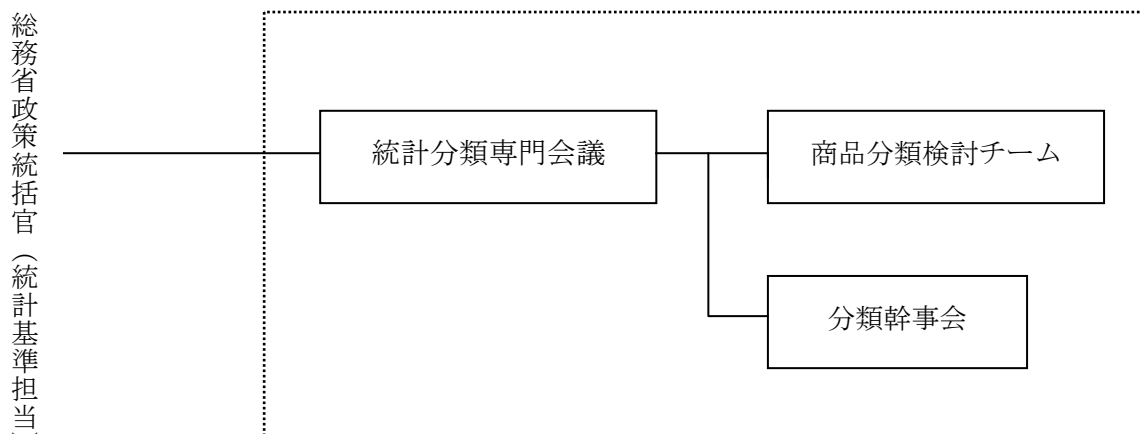
「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定	○ 日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。 なお、設定を行う場合には、中央生産物分類（CPC）との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。

（統計基準の設定に関する箇所ではないが、関係のあるもの）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ウ 年次推計に関する諸課題	○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時までに実施する。

日本標準商品分類改定のための検討体制



名 称	役 割	構 成
統計分類専門会議	「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）に掲げられた統計基準の設定（標準統計分類関係）に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行う。	関係府省等の担当課長、学識経験者（注 1）等
商品分類検討チーム	改定原案等に関し、分野別及び全体的に専門的な検討を行い、改定案として取りまとめ、統計分類専門会議に報告する。	関係府省等の分類担当官、学識経験者（注 1）等
分類幹事会	改定案等に関し、関係府省等に共通する事項等の検討、連絡、調整を行う。	関係府省等の分類担当官等

（注 1） 統計分類専門会議と商品分類検討チームにおける学識経験者は、すべて共通とする。学識経験者は以下の 6 名。

伊藤 恵子 専修大学経済学部准教授
 岡室 博之 一橋大学大学院経済学研究科教授
 菅 幹雄 法政大学経済学部教授
 武井 寿 早稲田大学商学学術院教授
 中村 洋一 法政大学理工学部教授
 保坂 孝信 株式会社三菱総合研究所主席研究員

現行の日本標準商品分類（平成 2 年 6 月改定）について

1. 意義、目的

統計調査の結果を商品別に表示する場合の標準分類。

本分類の目的は、商品を類似するものごとに集約し、商品分類を要する統計の作成・表示の基準とすることである。

（背景）

国連が提唱した 1950 年世界センサスに呼応して、我が国では「1950 年センサス中央委員会」を設置。米国専門家の指導を受け、米国の貿易分類を参考として草案。工業統計調査や試験調査で試用し、必要な改修を行った上で、1950 年に設定。

2. 商品の範囲

価値ある有体的商品で市場において取り引きされ、かつ移動できるもののすべて。（電力、ガス及び用水を含む。）

※サービス、土地、家屋（組立家屋を除く。）、立木、地下にある資源等は含まない。

3. 分類基準

本分類の目的は、商品を類似するものごとに集約し、商品分類を要する統計の作成・表示の基準とすることである。このため類似商品を集約する分類基準としては、主として次によることとするが、一つの基準のみでは望ましい分類が得られない場合は、必要に応じ複数の基準を採用する。

○ 商品の用途 ○ 商品の機能 ○ 商品の材料 ○ 商品の成因

4. 分類構成

大分類	中分類	小分類	細分類	細々分類	6桁分類	7桁分類	8桁分類	9桁分類	10桁分類
	(2桁)	(3桁)	(4桁)	(5桁)					
1 粗原料及びエネルギー源	9	56	291	817	924	312	58	2	-
2 加工基礎材及び中間製品	17	143	887	3,120	3,134	2,756	286	29	-
3 生産用設備機器及びエネルギー機器	19	120	613	1,934	2,410	1,243	316	144	13
4 輸送用機器	6	34	191	671	482	83	-	-	-
5 情報・通信機器	4	21	109	356	633	136	2	-	-
6 その他の機器	13	88	473	1,361	1,932	961	58	13	-
7 食料品、飲料及び製造たばこ	8	42	258	909	1,255	115	21	14	-
8 生活、文化用品	19	165	772	2,138	2,879	586	27	-	-
9 スクラップ及びウェイスト	1	9	40	94	108	6	-	-	-
0 分類不能の商品	1	-	-	-	-	-	-	-	-
（計） 10	97	678	3,634	11,400	13,757	6,198	768	202	13

（注 1）再掲品目については、計上していない（本籍で教える）。

（注 2）分野ごとに細分化のレベルが異なり、最下層の桁数はまちまちである。上記の項目数は、その階層で定義されている項目の総数であり、より下位に分類項目が定義されている項目（自身が最下位項目でない項目）も含まれる。

5. 他の分類コードとの対応

HS（1988 年版）との対応付けを可能な限り行って公表

6. 改定実績

設 定	昭和 25 年（1950）	第 3 回改定	昭和 39 年（1964）
第 1 回改定	昭和 30 年（1955）	第 4 回改定	昭和 50 年（1975）
第 2 回改定	昭和 34 年（1959）	第 5 回改定	平成 2 年（1990）

現行の日本標準商品分類の利用状況等

準拠している分類	商品（品目）別表示を行っている主な統計の具体例	
日本標準商品分類を利用している	機械受注統計調査	内閣府
	薬事工業生産動態統計調査	厚生労働省
	社会医療診療行為別調査	厚生労働省
	医薬品価格調査	厚生労働省
日本標準商品分類以外の分類を利用している		
日本標準産業分類に基づいて分類項目を設定している	工業統計調査	経済産業省
	商業統計	経済産業省
	商業動態統計調査	経済産業省
	作物統計	農林水産省
	畜産統計	農林水産省
	木材統計	農林水産省
	海面漁業生産統計	農林水産省
	国内企業物価指数	日本銀行
産業連関表の部門分類に基づいて分類項目を設定している	産業連関表	総務省
	民間企業投資・除却調査	内閣府
	企業向けサービス価格指数	日本銀行
COICOP（目的別個人消費分類）等に準拠している	家計調査	総務省
HS（商品の名称及び分類についての統一システム）に準拠している	貿易統計	財務省
	輸出物価指数及び輸入物価指数	日本銀行
その他	自動車輸送統計	国土交通省
	内航船舶輸送統計	国土交通省

（注）商品に係る分類の利用状況等に関する調査（平成 22 年 3 月）における関係府省の回答結果から抜粋

中央生産物分類（CPC）について

1. 意義

- ・生産物を取扱う統計の国際比較の枠組みを提供すること。
- ・各国が新たに生産物分類を開発する、又は既存の分類を国際標準に準拠させるよう改定する際の指針としての役割を果たすこと。

2. 商品の範囲

- ・国内又は国際的な取引の対象となり得るすべての生産物又はストックに組み入れ可能なすべての生産物を範囲に含む。
- ・輸送可能財、輸送不可能な財及びサービス、一定の非生産的資産（土地等）、無形資産（特許、免許、商標及び著作権）も含まれる。

3. 目的、特徴

- ・生産物の詳細を必要とするあらゆる統計（生産、中間消費、最終消費、資本形成、外国貿易又は価格に関するもの）の集計・製表の道具として役立つように開発された。

4. 分類基準

- ・分類項目の同質性を最大化しており、産業源、生産物の物理的属性及び本質的な性質に基づいた分類を行っている。
- ・CPCの大分類0～4の各細々分類（5桁項目）は、世界関税機構（WCO）のHS分類の項（4桁項目）又は号（6桁項目）の一つないし複数に対応して定義されている。
- ・生産物の物理的属性及び本質的な性質の例として、原材料、生産の段階、財の生産又はサービスの提供方法、用途、使用者の意識による区分や販売価格が挙げられる。

5. コード体系及び項目数

- ・純粋な階層的十進法である。

(CPC Ver. 2 項目数)

大分類	(section)	1桁分類	(10)
中分類	(division)	2桁分類	(71)
小分類	(group)	3桁分類	(324)
細分類	(class)	4桁分類	(1,265)
細々分類	(subclass)	5桁分類	(2,738)

6. 他の分類コードとの対応付け

- ・I S I Cの4桁コードとの対応付けあり
- ・H Sコードとの対応付けあり（輸送可能財の部分）
- ・S N Aは、個人消費の目的別分類（C O I C O P）、政府機能分類（C O F O G）、対家計非営利機関の目的分類（C O P N I）、目的別生産者支出分類（C O P P）を含む、目的による支出の分類の開発において、C P Cを考慮に入れる。
- ・欧州共同体生産物分類（C P A）は、欧州共同体経済活動統計分類（N A C E）を基にしており、C P Cの詳細レベルとリンク。P R O D C O M（欧州連合統計局の産業生産物リスト）は、H Sを介してC P Cとリンク。

7. 改定周期

- ・大改定の間隔については5年以上が想定されている。